

○国有林野における緑の回廊の設定について

平成12年3月22日 12林野経第10号

林野庁長官より各森林管理局長各森林管理局長（各分局長扱い）あて

[最終改正] 平成27年11月9日 27林国経第53号

国有林野の管理経営にする基本計画（平成10年12月25日策定）において、国有林野の管理経営方針を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換することに伴い、国有林野における広範かつ効果的な森林生態系の保護・保全の一方策として緑の回廊を設定することとしている。

今般、別紙のとおり緑の回廊設定要領を定めたので、これに基づき緑の回廊の設定を進められたい。

(別紙)

緑の回廊設定要領

第1 趣旨

国民共通の財産である国有林野は、奥地脊梁山地に広く分布しており、景観に優れ貴重な野生生物が生息・生育するなど、豊富な森林生態系を維持している森林が多い。こうした特性を有する国有林野では、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として原始的な森林生態系からなる森林生態系保護地域等の保護林を設定し、優れた自然環境を有する国有林野の保護・保全に努めてきた。

一方、近年、「森林に関する原則声明」等を踏まえ持続可能な森林経営の一層の推進、「生物多様性国家戦略」等を踏まえた生物多様性の保全等の新たな取組が求められている。このような情勢に対応し、国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すための緑の回廊を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めることとし、緑の回廊の設定の基準、取扱方針、設定手続等を定めるものとする。

第2 設定方針

1 設定の基準

緑の回廊は、全国の国有林野を対象にして、当該地域に賦存する森林が発揮すべき役割や周辺の土地利用状況等を十分勘案しつつ、森林生態系の保護の観点から重要性、緊急性を検討の上、次の各号を踏まえて設定するものとする。

- (1) 既に野生生物の保護、遺伝資源の保存等を目的として保護林を設定している点に鑑み、緑の回廊は、原則として、既存の保護林をそれぞれ連結するとともに、森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定すること
- (2) 緑の回廊は、野生動植物の分布、保護林の配置状況等を勘案して位置及び区域を概定の上、野生動物の移動等に適した地理的条件等を勘案してルートを検討し、原則として尾根、沢等の明確な地勢線により区画し、林小班単位で設定すること
- (3) 緑の回廊の幅と長さは、野生動物の生息分布、行動特性、植物の交配・種子散布特性等を勘案して決定するものとする。
- (4) 緑の回廊の設定に当たり、次の各号に該当する場合には、必要に応じ、保護林の拡充又は新設を検討するものとする。

ア 緑の回廊としてエッジ効果（断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響）を回避する幅を確保できない場合

イ 緑の回廊で連結される保護林間の距離が長距離にわたる場合又は連結すべき保護林が存在しない場合であって特に保護林の設定を行わないと緑の回廊の機能の確保が図られない恐れがある場合

2 取扱方針

- (1) 緑の回廊として設定した林分については、野生生物の移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により維持・整備するものとする。
 - ア 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその維持を図ること
 - イ ア以外で森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として、針葉樹や広葉樹に極端に偏らない樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林施業を実施すること
- (2) 管理に当たっては、貴重な野生生物の保護のための巡視を行うとともに、普及啓発を実施するほか、森林環境教育の場としての活用等を図るものとする。
- (3) 施設の整備については、観察施設、治山施設等必要な施設は整備するものとするが、その整備に当たっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。
- (4) 緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するため、モニタリング（継続的観測・記録）に努めるものとする。

また、その結果を緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させるとともに、都道府県の関係部局、大学、研究機関への情報提供に努めるものとする。

第3 設定手続等

1 設定手続

- (1) 森林管理局長は、緑の回廊を設定しようとする場合には、あらかじめ予定箇所についての資料の収集及び緑の回廊の対象とする野生生物等について必要な調査を実施し、これに基づき次の事項を内容とする緑の回廊設定方針（案）（以下「設定方針（案）」という。）を作成するものとする。
 - ア 緑の回廊の位置及び区域
 - イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項
 - ウ 緑の回廊の管理に関する事項
 - エ 緑の回廊のモニタリングに関する事項
 - オ その他留意事項
- (2) 森林管理局長は、緑の回廊を設定しようとする場合には、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林野経第49号林野庁長官通知）に定める保護林管理委員会又は保護林管理委員会の下に置かれた部会等（以下「委員会等」という。）に、設定方針（案）について意見を求めるものとする。なお、2以上の森林管理局の管轄区域にわたり緑の回廊を設定しようとする場合には、関係する森林管理局（以下「関係局」という。）間で十分意思の疎通を図り、当該地域の区域及び取扱いの統一を図るため、関係局の委員会等の意思疎通の場を設ける等適切に対処するものとする。
- (3) 森林管理局長は、緑の回廊を設定する場合には、必要に応じ関係行政機関の意見

を聴くものとする。

- (4) 森林管理局長は、設定方針（案）について委員会等の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を図った上で、設定方針を取りまとめ、その内容を地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に反映させることにより、緑の回廊の設定を行うものとする。

2 区域の変更等

- (1) 森林管理局長は、既に設定した緑の回廊について、次の各号に該当する場合、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。

ア モニタリングの結果等を踏まえ、区域の変更等が必要となった場合

イ 公益上その他やむを得ない事由により緑の回廊として存置することが困難と判断される場合

- (2) 緑の回廊の区域の変更又は解除を行うに当たっては、原則として、1の(2)から(4)までの手続によるものとする。

第4 留意事項

以上に定めるほか、緑の回廊の設定目的にかなった適切な取扱いの実現のため、研修等により担当者の資質の向上を図るものとする。

また、緑の回廊の設定、取扱に当たり、そのルート上に民有林が介在する場合においても緑の回廊の設定目的が達成されるよう、都道府県、市町村、森林所有者の理解と協力を得るよう努めるものとする。